

福井県後期高齢者医療広域連合告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定に基づき、福井県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

令和5年12月11日

福井県後期高齢者医療広域連合長 東村 新一

1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

福井県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 杉本 博文

2 職務代理期間

令和5年12月23日から福井県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月1日福井県指令市第43号）第12条第2項の規定に基づく広域連合長選挙の当選人が定まる日の前日まで